

平成 20 事務年度 保険会社等向け監督方針

金融庁では、保険会社向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「保険会社向けの総合的な監督指針」を策定している。また、平成 18 年 4 月に創設された少額短期保険業制度についても、「少額短期保険業者向けの監督指針」を策定している。

これらの監督指針を踏まえ、保険会社等¹の監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

この平成 20 事務年度監督方針の策定時点においては、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場における緊張が続いている。また、景気は弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している²。

こうした環境において、保険会社等は、保険業の公共性にかんがみ、契約者等の安心・利便の一層の向上の見地に立った業務運営を行い、国民生活の安定等に寄与していくことが期待される。また、少子高齢化社会を迎えて、高齢者の医療や介護といった利用者ニーズにこたえていくことも期待される。保険会社等がその機能を十分に発揮し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、財務上の健全性を維持していることが重要であり、各社が質の高いリスク管理を行い、更にそれを向上させていくことが必要である。

1. 契約者等の安心・利便の向上に向けた取組みの促進

平成 17 年以降、各保険会社において、保険金等の不適切な不払い、支払漏れ等の問題が明らかとなっている。保険会社等が業務の適切性を自律的に確保し、契約者等の安心・利便の向上を図っていくためには、各保険会社等が適切な経営管理の下、自主的な業務改善に組織一体となって取り組んでいくことが重要である。

監督当局としては、業務改善に向けた各社の自主的な努力を尊重しつつ、各社において、問題の発見・原因分析・改善策の策定といった業務改善プロセスが確立・定着しているかについて検証し、必要に応じ更なる取組みを促していく。

(1) 適切な保険金等支払管理態勢の構築

① 経営陣が、適切な保険金等支払管理態勢の構築について、主体的に関与する態勢が整備されているか、また、保険金等支払を統合的に管理できる態勢が整備されているかについて検証する。

② 保険金等支払に係る事後検証や内部監査が適切に行われているか、また、商品開発部門・保険金等支払部門を含めた部門間の連携が有効に機能しているかについて検証する。

¹ 「保険会社等」とは、保険会社及び少額短期保険業者をいう。

² 内閣府「月例経済報告」平成 20 年 8 月 7 日 (<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html>)

- ③ 保険金等の支払漏れ等の再発防止策について、各社における事務ミス等を防止するための態勢整備の状況のみならず、契約者等が自ら必要な保険金等を漏れなく請求できるような環境（自己責任原則を発揮できるような環境）が整備されているかを検証する。例えば、保険金等の請求手続に関し、契約者等が請求可能な保険金等の内容を漏れなく把握でき、容易かつ主体的に請求できるような仕組みとなっているかを検証する。

（２）適切な保険募集態勢の確立

- ① 保険会社等からの報告、検査部局による検査の結果、金融サービス利用者相談室等からの情報などを活用し、保険商品の販売・勧誘ルール遵守状況（例えば、「契約概要」や「注意喚起情報」の顧客への説明状況、金融商品取引法が適用される投資性の強い保険商品に係る販売・勧誘ルール遵守状況等）を検証する。
- ② 保険募集の段階において、保険事故発生時の保険金等の請求手続等について、顧客が十分に理解できるような説明態勢が構築されているかを検証する。
- ③ 損害保険会社における保険料の過徴収の問題については、各社において、自ら策定した調査方法や計画に基づき、自主的な点検及び必要な改善策の実施が継続されている。監督当局としては、各社の取組状況を適切にフォローしていく。

（３）相談・苦情処理態勢の充実

- ① 保険会社等に寄せられる相談・苦情について、その内容を的確に把握し、契約者等に対して誠実かつ公正に対応するための態勢が構築されているかを検証する。
- ② 相談・苦情について、その発生原因を把握・分析し、その結果を経営陣をはじめ全社的に業務改善に活用していく態勢が構築されているかを検証する。

２．リスク管理の高度化の促進

金融サービス利用者のニーズが多様化し、金融市場が変動する中で、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要である。

（１）サブプライムローン問題に関する教訓を生かしたリスク管理の高度化

- ① 証券化商品や仕組債等への投資に見られるように、保険会社の運用資産が多様化・複雑化していることを踏まえ、保有する金融商品等に関して、リスク特性に応じた適切な資産運用リスク管理態勢が構築されているかについて検証する。
- ② 海外のモノライン保険会社と同様に証券化商品の保証業務等を行っている場合、

その実態を十分把握した上で将来の損失を適切に見込んでいるか等、適切なリスク管理がなされているか検証する。

- ③ 国際的なベストプラクティスも踏まえ、保有する金融商品等に関するリスク情報の開示の充実を通じて、市場からの信頼を確保するための取組みを促していく。
- ④ 保険監督者国際機構（IAIS）等の国際的枠組みにおける議論への積極的な参加、二カ国間協議、日常の連絡等を通じ、国際的に業務展開を行っている保険会社の監督に関し、海外当局との密接な連携に努める。

（２）ソルベンシー評価の見直し

- ① ソルベンシー・マージン比率について、短期的には現行制度の枠組みの下でリスク評価を精緻化するなどの改善を行うとともに、中期的には経済価値ベースのソルベンシー評価を導入するため、当局において引き続き、日本アクチュアリー会などの関係者と連携しつつ見直しの検討を進める。
- ② また、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討にあたり、保険会社に対し、経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額（純資産）の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する態勢整備に向けた取組みを促していく。

（３）統合的リスク管理の推進

最近の金融市場の変動に鑑みれば、財務の健全性確保の観点から、保険会社においては、その規模やリスク特性等に応じ、保険引受リスク、市場リスク、流動性リスクといった種々のリスクを統合して管理することがより一層重要となる。

したがって、当局としては、保険会社において、経営陣の主体的かつ不断の取組みにより、明確な方針に基づいた統合的なリスク管理態勢が整備されるよう促していく。

3. 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様である。また、保険募集の形態も募集人・代理店を中心とするものや、通信販売を中心とするものなど多様化している。このような状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・態様等の属性に応じた監督対応を行っていく。

（１）保険会社グループ等への対応

保険会社グループについては、金融コングロマリット監督指針も踏まえ、監督部局内の連携を図り、保険会社グループ全体の業務の適切性について検証する。さら

に、当庁が昨年12月に公表した「市場強化プラン」³に沿った取組みの一環として行われた、保険会社グループの業務範囲拡大やファイアーウォール規制の見直しなどについて、その適切かつ円滑な実施に取り組む。

また、海外に進出している保険会社については、海外の営業拠点の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備しているか検証する。

(2) 少額短期保険業者への対応

少額短期保険業者については、制度発足後間もないことを踏まえ、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行っていく。

(3) 特定保険業者への対応

① 特定保険業者は、原則として、平成21年3月31日までに、保険業（免許）への移行、少額短期保険業（登録）への移行、廃業等を行わなければならない。監督当局としては、契約者等の保護の観点から、これらに伴う契約の移転等が円滑に行われるよう、特定保険業者からの相談に丁寧に応じていく。

② また、その際には、各特定保険業者の保険契約の内容や財務状況等の実態について適切に把握し、契約者等の保護の観点から、必要な指導・監督を行っていく。

③ 公益法人制度改革関連法が平成20年12月1日から施行される予定であり、既存の公益法人は法施行後5年以内に新法人に移行することとされている。保険業を行っている公益法人には、新法人への移行後、保険業法上の規制が全面適用されることから、それらの法人の実態把握及び円滑な移行に努める。

(4) 保険募集形態の特色に応じた対応

① テレビやインターネット等の広告を利用して通信販売を行うなど、非対面型の募集形態をとる場合には、その募集広告が契約内容について顧客に誤解を与えるおそれがないかを確認するなど、保険会社等の募集形態の特色に応じた適切な募集が行われているか検証する。

② 保険商品の銀行等の窓口での販売については、平成19年12月22日に全面解禁が実施されたが、引き続き、弊害防止措置の実施状況を検証するとともに、顧客に対する契約内容の適切な説明など、保険募集に関するルールの銀行等における遵守状況について検証する。

4. 金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の浸透と具体化

我が国市場の国際的な競争力を強化するためには、金融規制の質的向上が重要な課題となる。また、我が国の金融セクターは、金融システムの安定、利用者の保護、公正・

³ <http://www.fsa.go.jp/policy/bmi/index.html>

透明な市場の確立と維持に向けたこれまでの取組みを定着させ、更に深化させるべき局面を迎えており、金融規制も、金融機関の自助努力や創意工夫を重視していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、平成 20 事務年度の諸課題にも、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り組み。ベター・レギュレーションの考え方を監督部局全体に定着させ、4つの柱に以下のような形で取り組むことにより、その浸透と具体化を図っていく。

(1) ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

本年4月に取りまとめた「金融サービス業におけるプリンシプル」⁴を、日々の行政対応に活用し、制度本来の趣旨に即したルールの解釈・運用を図る。

(2) 優先課題の早期認識と効果的対応

新設された市場分析室、リスク分析参事官室において、市場動向や金融システムに係るリスクに関連する情報の収集及び分析を行い、保険会社等の監督にも速やかに反映させる。また、検査部局と一層緊密な連携を図り、効果的な監督を行う。さらに、海外当局との密接な連携に努め、国際的な優先課題についても、早期認識と国際的整合性のある効果的対応に努める。

(3) 自助努力の尊重とインセンティブの重視

保険会社等との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論・対話による深度ある原因分析・解明に努める。

(4) 行政対応の透明性・予測可能性の向上

保険会社、関係団体等との対話の充実、情報発信の強化を通じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。実態把握等の結果を適切にフィードバックする。

こうした取組みの実効性を高めるため、専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に努める。

(以上)

⁴ <http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2.html>